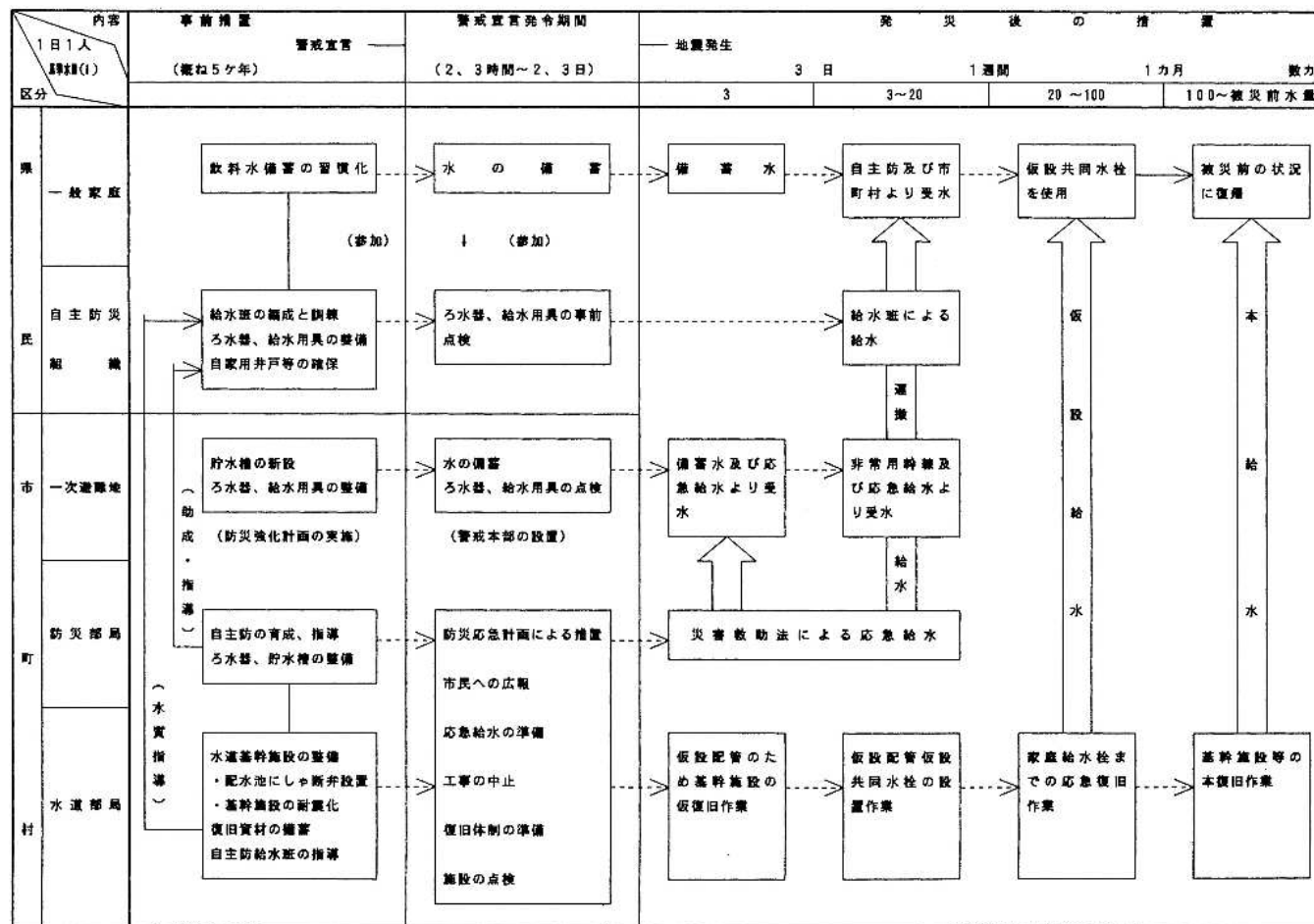


16-1-1 給水対策の措置一覧

(県水資源課)

1. 発災から3日間は自己貯水によって、生命維持のため最小限3ℓの必要量を確保する。
2. 4日目から7日目迄は、自主防災組織による給水や市町村による応急給水を利用し、調理、洗面等最低生活に必要な20ℓを確保する。
3. 約8日目から約1ヶ月迄は、市町村が設置する仮設共用栓を使用し最低の浴用、洗たくに必要な20~100ℓの水を確保する。
4. 約1ヶ月以降は通常給水とほぼ同量に漸次復旧する。

給水対策の措置一覧



16-1-2 東海地震対策応急給水用資機材の整備基準

(県水資源課)

(昭和 59 年 3 月 27 日付環第 1335 号通知)

人 口 ①	応 急 給 水 目 標 額 ②=①×3m ³ /1000	資 機 材 給水タンク等 1m ³ /基、②÷5回/日
40 (50) 万人以上	1,500 m ³ /日	300 基
30 万人～40 万人	1,200	240
20 万人～30 万人	900	180
10 万人～20 万人	600	120
5万人～10 万人	300	60
3万人～5万人	150	30
2万人～3万人	90	18
1万人～2万人	60	12
1万人以下	30	6

(注1) 給水車、給水タンク、水槽等の資機材の内訳は限定しないが、目標量を満たす能力とする。

(注2) 給水タンク等資機材の使用回数は5回/日とした。

16-1-3 静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針(抜粋)

(県水資源課 平成 21 年 3 月)

第 1 章 前文

第 1 節 指針の性格

『静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針』(以下「本指針」という。)は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)に基づく地震防災強化計画のうち、給水対策について、各市町の水道部局が、震災時の応急対策の諸活動が迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な事項を取りまとめた実働的な「震災時給水対策要綱」(以下「要綱」という。)を、効率的に作成するために構成したものである。

各市町においては、水道担当部局課及び防災担当課等が密接な連絡を取って震災時の給水対策にあたるが、その具体策を計画する際の基本となるものである。(図 1.1.1 参照)

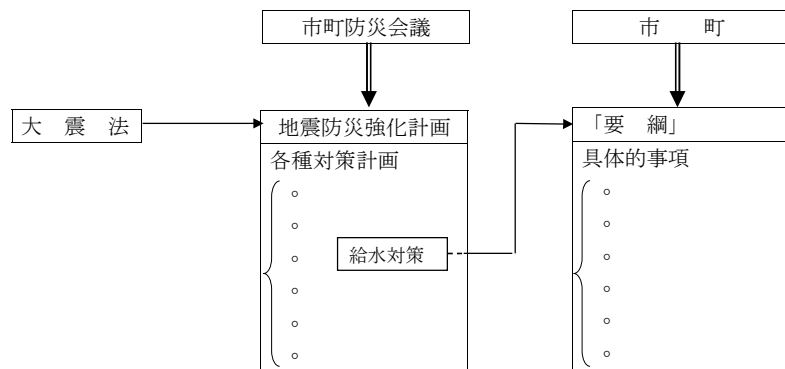


図 1.1.1 大震法と各市町の地震防災強化計画及び「要綱」との関係

第 2 節 地震防災強化計画との関係

各市町においては、地震防災強化計画(地域防災計画の東海地震対策編)を作成しており、平常時の対応を含む震災時の給水対策について記載しているが、この内容は、基本的な記述にとどまる場合が多く、具体的・実働的な事項を盛り込むことは、その作成手法の迅速性から難しいものである。

このため「本指針」は、水道事業者が震災時の応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、計画的な応急給水と早期復旧等を行う目的で作成した。これに基づき「要綱」を作成し、震災時の給水対策を万全とするものである。

第 3 節 「本指針」の概要

「本指針」第 2 章「本文」の構成は次のとおりである。

第 1 節 総論

第 2 節 平常時対策

第 3 節 地震防災施設整備計画

第 4 節 地震防災応急対策

第 5 節 災害応急対策

「第 1 節 総論」は、市町地域防災計画及び県地域防災計画と整合を図りながら、それぞれの水道事業者における、想定地震、被害想定等について検討し、災害対策の基本となる事項をまとめた部分である。

「第 2 節 平常時対策」は、それぞれの水道事業者が事前に準備しておかなければならない地震防災応急対策に当たる応急対応組織とその業務及び災害応急対策に当たる応急対応組織とその業務、応急対策資料、関係機関との連携、震災対策に関連した教育・訓練等で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

「第 3 節 地震防災施設整備計画」は、それぞれの水道事業者が計画的に整備を進める水道施設の耐震化について記述する部分である。

「第 4 節 地震防災応急対策」は、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、それぞれの水道事業者が事前に準備しておかなければならない応急体制と業務、関係機関との連携で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

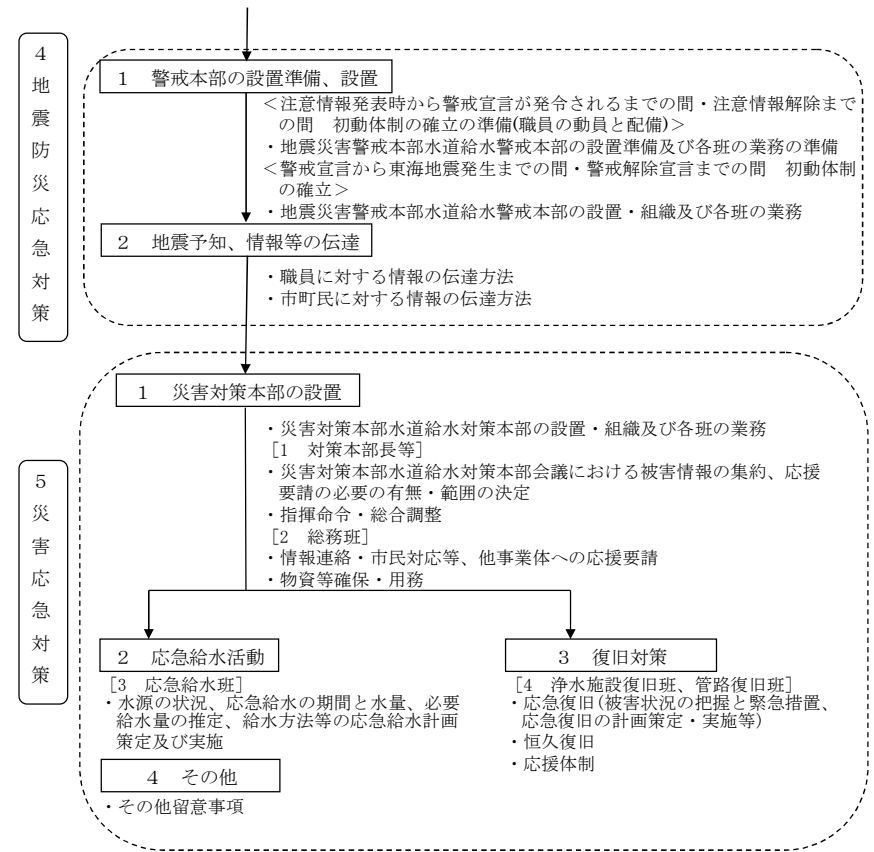
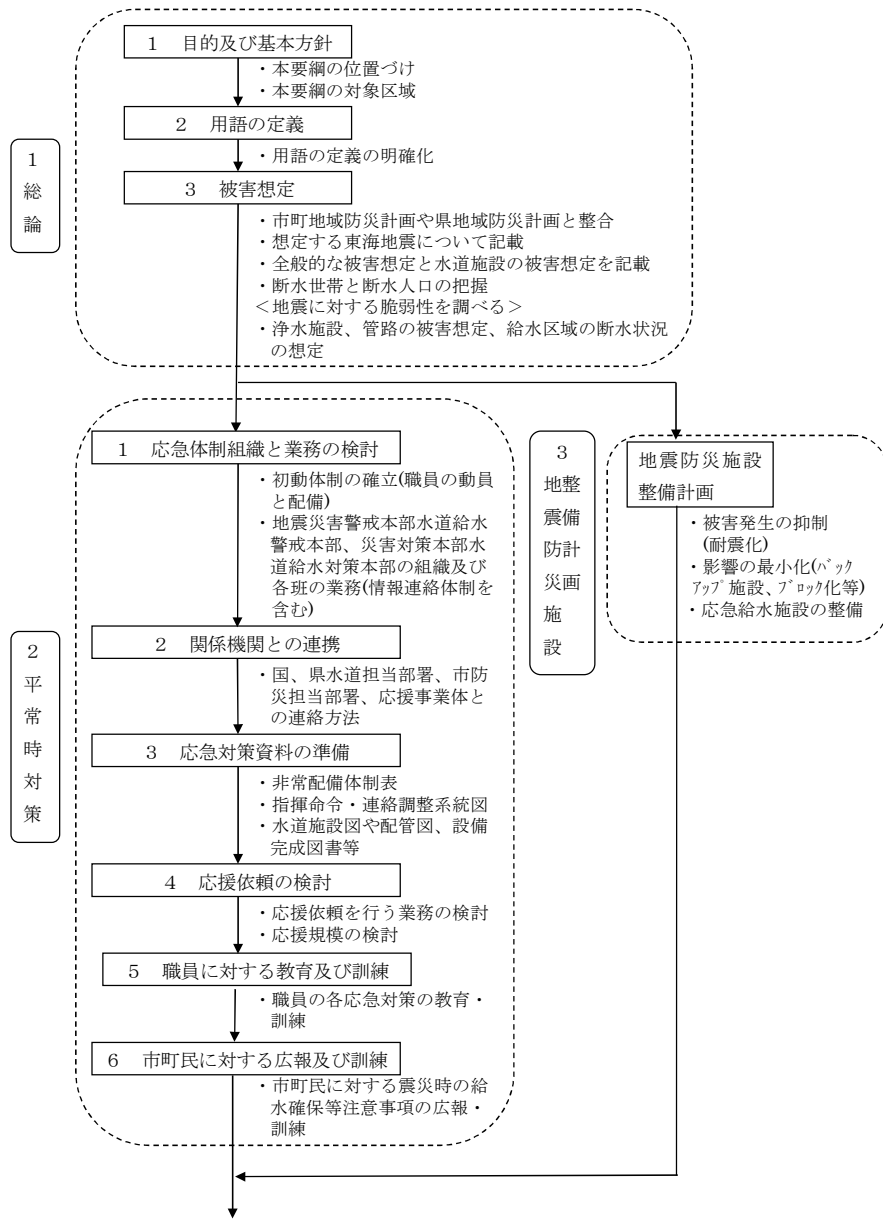
「第 5 節 災害応急対策」は、地震発生後、平常時対策で事前に作成した、応急体制や関係資料を用い、速やかに初動体制の確立、応急体制の確立及び応急給水・応急復旧を迅速・確実に進める部分である。

なお、「本指針」の概念図及び構成を次に示す。

1 「本指針」の概念図(図 1.3.1)

時		(対応準備期)	(混乱期)	(復旧期)	(復興期)
系		注意情報	警戒宣言の発令	発震	
列		▽	▽	▽	
対策計画	2 平常時対策 3 地震防災施設整備計画		4 地震防災応急対策	5 災害応急対策 (災害復興)	

2 「本指針」の構成 (図 1.3.2)



第4節 指針の改定の趣旨等

1 現状と課題

(1) 県は昭和57年3月に「静岡県内市町村震災時給水対策要綱作成指針」(以下「旧指針」という。)を作成し、これに基づき、市町村に対し給水対策要綱の作成を指導してきた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を元に、厚生省は平成9年1月に「水道の耐震化計画策定指針(案)」を示し、また、新潟県中越地震等の経験から、平成19年3月に「管路の耐震化に関する検討会報告書」を、平成19年9月に「水道施設の耐震化に関する検討会報告書」を示すなど、「旧指針」を作成した昭和57年3月当時と震災時対策の状況が大きく変化してきた。

(2) さらに、東海地震の応急対策には外部からの応援が必要不可欠な状況となっており、特に小規模水道では大部分を依存する状況が考えられる。このため、応援者や資機材集積場の確保等の受入れ体制の整備、特に、水道施設の配置図や管網図等の施設情報の整備を早急に行う必要がある。

(3) また、このような状況下で、平成20年4月までに県内14地域において合併が行われ、過半数の新市町で新たな水道事業が誕生している。しかし、こうした市町の中には、未だ新たな行政区域を対象とした体制に改正されていない市町がある。

2 「旧指針」を改定する趣旨及び改定に当たっての方針

(1) 第4節1の課題に対し、「旧指針」の改定を行い、各市町における「要綱」の改定を促すとともに、各水道事業者における耐震化施策の計画的な推進を支援する。

(2) 「本指針」の策定対象市町は、すべての市町とする。

なお、フレーム構成は、市町独自で実働的な「要綱」に効率的に改定できるものとし、その内容は必要最低限のものとした。

(3) 「本指針」の改定にあたっては、「旧指針」及び平成19年2月に厚生労働省から公表された「水道の危機管理対策指針」中の「地震対策マニュアル策定指針」を基本とした。

第5節 要綱の改定に当たっての留意事項

1 「本指針」に基づき改定された「要綱」は、社会環境の変化、新しい技術の開発等に応じてその都度、改定を行い、常に諸活動が実働的に実施できるものでなければならない。

従って、改定に当たっては、関係各方面、特に水道用水供給事業者などと十分に協議すること。

2 現在の市町の地域防災計画、地域水道ビジョンなどの上位計画と整合を図ること。

3 大規模地震対策特別措置法の強化地域に指定されていることから、想定地震規模は、「東海地震」の地震規模を想定し、施設・基幹管路等の重要施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正」(平成20年3月28日公示、10月1日施行)に従い整備を行うこと。

4 水道施設・管路の被害は、地盤状態により大きく異なることが報告されていることから、設置場所の地盤状態を正確に把握し、施設更新・布設替え等を行い発災時の対応に備えること。

5 管路の状況については、発災時に迅速な対応が取れるよう把握しておくこと。なお、発災時の迅速な漏水箇所の探知及び復旧が可能となるようGPS情報を含んだGIS等のマッピングシステムを整備することが望ましい。

第6節 「要綱」の提出

各市町において「要綱」を作成した時は、その写し3部を所轄健康福祉センター・政令市保健所に送付すること。

第2章 本文

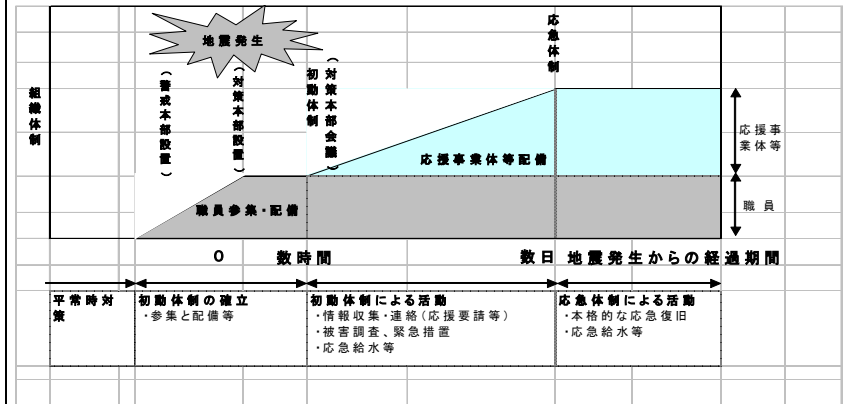
要綱を作成する上での考え方と作成方法	
<p>第1節 総論</p> <p>総論は、「1 目的及び基本方針」、「2 用語の定義」、「3 被害想定」により構成する。</p> <p>1 目的及び基本方針</p> <p>(1) 本要綱の位置づけを明らかにする。 (解説) 地震防災強化計画の中の給水対策を具体化する旨を明記する。</p> <p>(2) 本要綱の対象区域を明示する。 (解説) 地震発災後の給水対策は、市町長の責務であることから、本要綱の対象とする区域は、原則として当該市町の行政区域全体となる。 但し、沼津市等においては、近隣の町に水道給水を行っており、給水対策を考える上でも有機的な展開を実施する必要があることから関係市町で充分協議して決定すること。</p>	
<p>2 用語の定義</p> <p>本要綱に使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意思疎通を図りやすくする。 「本指針」で使用している用語の定義は表2.1.2.1のとおりであり、これらを参考にす</p>	

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.1.2.1 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	市町地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地域防災計画に基づいて設置される地震災害警戒のための対策本部。
	市町災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部。
	水道給水警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地震災害警戒本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
	水道給水対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町災害対策本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業体	被災事業体	地震により水道施設に被害を受けた水道事業体。
	応援事業体	被災事業体に対して応急給水や応急給水の応援を行う水道事業体。
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災施設整備計画	水道施設の耐震化（ハード対策）等の地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災応急対策	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織と業務、関係機関との連携等の事前準備対策。
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制。
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時的給水。断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久復旧を実施する。	

要綱を作成する上での考え方と作成方法



※勤務時間外に注意情報・警戒宣言発令、大規模の地震が発生した場合（勤務時間内に発生した場合は、職員参集はなし）

図 2.1.2.1 震災時の組織体制の推移

3 被害想定

(1) 全般的な被害想定

ア 当該市町において想定される地震の規模と、その際当該市町において予想される全般的な被害状況について地質や建物等の被害を概説する。特に行政区域内の河川、断層の有無、液状化しやすい区域の有無について記述する。

（解説） 地震防災強化計画の中に記載されているものを転用してよい。

(2) 水道施設の被害想定

水道施設の概要を述べるとともに、現在の市町の所有する施設を列記し、この施設に対して現状の耐震化の状況を記述する。この際、特に、平成20年10月1日から施行された「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等の状況については必ず記載する。耐震診断が終了している施設については、その旨記載し、また、未了の施設については別添耐震診断チェックシート等（☆最終ページ注）を参考に耐震診断を行う。

水道施設の被害想定にあたっては、上記耐震化の状況を踏まえた上で各施設ごとに記述する。なお、配水管については管種延長を基本に想定するが、できるだけ配水系統毎に記述することが望ましい。この検討方法を参考資料（P179～186 参照）☆に示す。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

被害想定は、県が平成13年度に策定した第3次地震被害想定を参考とするが、その後の地震による水道施設被害の知見や当該被害想定が各市町の水道施設の排水系統等個別の詳細検討から求められたものでないことから、最新知見により各施設の耐震性を判断し被害想定を行う。

また、この際、出来るだけ被害状況は、実際の被災時に役立てるためにも大中小規模地震の被害を各々予測しておくことが望ましい。

(参考:「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等)

イ 次に掲げる施設については、レベル1地震動(当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。)に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル2地震動(当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。)に対して、生ずる損害が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

(ア)取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設

(イ)配水施設のうち破損した場合に重大な二次被害を生ずる恐れが高いもの

(ロ)配水施設のうち、(2)の施設以外の施設であって、次に掲げるもの

(i)水本管(配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。)

(ii)配水本管に接続するポンプ場

(iii)配水本管に接続する配水池等(配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。)

(iv)配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等

(3) 断水世帯と断水人口

断水状況は、県が平成13年度に策定した第3次地震被害想定を参考とするか、上記施設・管路の被害想定から、世帯数と人口を推定する。

なお、配水管の管種延長ごとの被害率は、参考資料(ⅢP179～186参照)☆を参考に算出し、人口を乗じることにより求めることができる。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第2節 平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時(以下、【注意情報発表時】という)及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に事前に検討しておくべき応急対策や防災思想の普及・防災訓練等について定める。

平常時対策は、「1 応急体制組織と業務の検討【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】、【防災時】」、「2 関係機関との連携」、「3 応急対策資料の準備」、「4 応援依頼の検討」、「5 職員に対する教育及び訓練」、「6 市町民に対する広報及び訓練」により構成する。

なお、応急体制組織、関係機関や応急対策資料等については、適宜更新していくものとする。

1 応急体制組織と業務の検討

平常時に事前に検討しておくべき、「地震防災応急対策」の際の【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】における地震災害警戒本部水道給水警戒本部(以下、「水道給水警戒本部」という)の組織・業務及び「災害応急対策」における災害対策本部水道給水対策本部(以下、「水道給水対策本部」という)の組織・業務について検討を行う。

【注意情報発表時】に実施すべき事項として、

- ①水道施設の復旧は管路図面等の万全の準備がその後の早急な復旧に寄与することから事業体内の組織準備、施設の稼働状況の確認や図面等の準備を行うこと、また、
- ②事前準備を行ったとしても市民生活に対してはできるだけ影響を及ぼさないものであることとする。

なお、県地域防災計画の上で、【注意情報発表時】に、「必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備を行うこと」とされていることから水道給水警戒本部の設置準備についても記載する。

【注意情報発表時】

- (1) 初動体制の確立(職員の動員と配備等)

注意情報発表時の職員の動員と配備については、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。(P44～47参照)☆

- (2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

ア 水道給水警戒本部の設置準備

水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者

総務班：統括(班長等)、調査・広報担当、動員・調達担当

応急給水班：統括(班長等)、計画・情報担当、応急給水チーム

浄水施設復旧班：統括(班長等)、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム

管路復旧班：統括(班長等)、計画・情報担当、資材調達担当、

管路復旧チーム、漏水チーム

(P20参照)☆

要綱を作成する上での考え方と作成方法

なお、小規模事業者で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(ア) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また、市町地震災害警戒本部及び水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議

水道給水警戒本部会議は、東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等を取りまとめておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業者の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、注意情報発表時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

- ・ 総務班の業務 : P53～60 参照 ☆
- ・ 応急給水班の事前準備業務 : P61～67 参照 ☆
- ・ 浄水施設復旧班の事前準備業務 : P68～75 参照 ☆
- ・ 管路復旧班の事前準備業務 : P76～84 参照 ☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」(P177～178 参照) ☆ に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所(水道課等)と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない(例:携帯電話、無線等)。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【警戒宣言発令時】

(1) 初動体制の確立(職員の動員と配備等)

注意情報発表時に十分でなかった職員の動員と配備について、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。(P85～88 参照) ☆

(2) 応急体制の確立、応急給水の準備、応急復旧の準備

ア 水道給水警戒本部の設置

水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者

総務班 : 統括(班長等)、調査・広報担当、動員・調達担当

応急給水班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、応急給水チーム

浄水施設復旧班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム

管路復旧班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、資材調達担当、

管路復旧チーム、漏水チーム

(P25 参照) ☆

なお、小規模事業者で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(ア) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町地震災害警戒本部および水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議

水道給水警戒本部会議は、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等を取りまとめておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業者の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆

水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、警戒宣言発令時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

- ・ 総務班の業務 : P95～102 参照☆
- ・ 応急給水班の事前準備業務 : P103～109 参照☆
- ・ 浄水施設復旧班の事前準備業務 : P110～117 参照☆
- ・ 管路復旧班の事前準備業務 : P118～126 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」(P177～178 参照) ☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所(水道課等)と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない(例:携帯電話、無線等)。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【発災時】

(1) 初動体制の確立(職員の動員と配備等)

震災時の職員の動員と配備については、突発型地震の発生も考慮し、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。なお、水道給水警戒本部から水道給水対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。(P127～130 参照) ☆

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

ア 水道給水対策本部の設置

震災時の応急対策は、水道給水対策本部により組織的に進める必要がある。

水道給水対策本部の組織は、以下に示すように、水道給水対策本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧を行う浄水施設復旧班、管路の応急復旧を行う管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水対策本部長等: 水道給水対策本部長、水道技術管理者

総務班 : 統括(班長等)、調査・広報担当、動員・調達担当

応急給水班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、応急給水チーム

浄水施設復旧班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム

管路復旧班 : 統括(班長等)、計画・情報担当、資材調達担当、

管路復旧チーム、漏水チーム

(P29 参照) ☆

なお、小規模事業体で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水対策本部の組織を構成する。

(ア) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水対策本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。

(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町災害対策本部および水道給水対策本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水対策本部会議

水道給水対策本部会議は、震災時の応急復旧目標や応援要請等を決定する機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等を取りまとめておく部分である。

水道給水対策本部会議の委員は、記載例では、水道給水対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業体の組織規模に応じて設定する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
<p>ウ 水道給水対策本部長等(P135 参照) ☆</p> <p>水道給水対策本部の責任者である水道給水対策本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。</p> <p>エ 各応急対策班の担当業務</p> <p>この部分は、震災時の応急対策業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。</p> <p>要綱例では、総務班の業務、応急給水班の業務、浄水施設復旧班の業務、及び管路復旧班の業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務班の業務 : P136～144 参照☆ ・応急給水班の業務 : P145～153 参照☆ ・浄水施設復旧班の業務 : P154～163 参照☆ ・管路復旧班の業務 : P164～176 参照☆ <p>オ 情報連絡体制</p> <p>震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。</p> <p>水道給水対策本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」(P177～178 参照) ☆に示すように整備する。</p> <p>情報連絡のための通信手段は、水道給水対策本部事務所(水道課等)と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない(例:携帯電話、無線等)。</p>	
<p>2 関係機関との連携</p> <p>震災時には、以下に示す被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、および応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業者、地元業者等との連携が非常に重要であり、これらの関係機関等を事前に整理しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県 ・市町関係機関等 ・応援水道事業者 ・応急給水応援団体 ・浄水施設等復旧応援団体 ・管路復旧応援団体 ・物資等確保機関 ・他のライフライン ・重要施設(避難所、病院、福祉施設等) <p>(表 2.2.2.1 記載例参照) ☆</p>	

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
<p>3 応急対策資料の準備</p> <p>震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速・明確に行うために、必須事項として以下に示す応急対策資料を事前に準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常配備体制表(電話連絡網兼用) ・関係機関連絡先リスト ・指揮命令・連絡調整系統図 ・重要施設等位置図(給水拠点と給水対象施設) ・水道施設一般平面図 ・設備等点検等チェックリスト ・機器操作マニュアル ・機械・電気計装整備完成図書 ・配管図 ・管路復旧工事参考資料 <p>(表 2.2.3.1 記載例参照) ☆</p> <p>これらの関係機関との連絡先については、定期的に確認しておくとともに、連絡内容に応じて当事業体の担当を事前に定めておくことが重要である。</p> <p>なお、宿舍の確保等、一部の業務を市町長部局で実施する場合、業務内容表の「実施主体」欄を空白とし、「留意事項等」欄に、その旨を記載する。</p>	
<p>4 応援依頼の検討</p> <p>(1) 応援依頼業務の選定</p> <p>他の水道事業者等に応援依頼を行う対象業務としては、応急給水計画の策定、応急給水の実施、応急復旧計画の策定、漏水調査の実施、応急復旧の実施があるが、表 2.2.4.1 に示す判断基準を用いて業務を選定する。</p> <p>復旧工事には多数の技術者等が必要である。このため、水道技術職員の適正な配置を行うとともに水道工事を専門に行っている業者に協力を要請することが必要である。</p> <p>応援業務依頼の選定結果に基づき、日本水道協会中部地方支部の応援要請・応援受け入れマニュアルを参考にマニュアルを以下の手順で作成する。</p> <p>なお、民間部門等に応援を依頼する場合、連絡体制や所有する資機材を明らかにしておく。その際、特に1業者に対して多数の市町が集中することのないよう隣接市町とあらかじめ連絡を図っておくこと。</p>	

要綱を作成する上での考え方と作成方法

また、他の水道事業者等に応援依頼を行った場合、宿舍の確保等を行うこととなるが、給水車等の駐車場や他の水道事業者等が打ち合わせを行う会議室等も併せて準備する必要がある。

必要な受け入れ施設例

- ・駐車場＝浄水場・給水場の空き地、公園、河川敷、広場等
- ・会議室（活動本部）＝コピー機、ファックス、電話の設備
- ・宿泊先＝（応援協定では応援を受けるほうが用意することが普通となっており、県や市町の施設や民間の施設まで含めて候補に上げておくことが必要）

＜応援依頼業務選定結果に基づくマニュアル作成＞

○業務概要表（震災時に実施する業務項目を整理した一覧表）

[表 2.2.1.3 (P28 参照) ☆]

『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。

○業務内容表（担当毎に実施する業務項目を抽出し、留意事項等を示したもの）

[P138～179 参照] ☆

『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.2.4.1 応援依頼業務の選定の判断基準

応援依頼業務	判断基準				判断結果		
					全て策定できる	一部策定できる	策定できない
応急給水計画の策定等 （業務項目番号 52）	当事業体で以下の応急給水計画を策定できる要員を確保できるか？				全て策定できる ↓ 当事業体	一部策定できる ↓ 共同	策定できない ↓ 当事業体
応急給水の 実施 （業務項目番号 61）	当事業体と地元業者で、以下に示す応急体制を確保できるか？				全て確保 ↓ 当事業体	一部確保 ↓ 共同	確保できない ↓ 応援事業者
応急復旧計画の策定等 （業務項目番号 81）	当事業体で以下の応急復旧計画を想定できる要員を確保できるか？				全て策定できる ↓ 当事業体	一部策定できる ↓ 共同	策定できない ↓ 応援事業者
漏水調査の 実施 （業務項目番号 91）	当事業体と地元業者等で、以下に示す漏水調査体制を確保できるか？				全て確保 ↓ 当事業体	一部確保 ↓ 共同	確保できない ↓ 応援事業者
応急復旧工事の 実施 （業務項目番号 92）	当事業体と地元業者等で、以下に示す応急復旧体制を確保できるか？				全て確保 ↓ 当事業体	一部確保 ↓ 共同	確保できない ↓ 応援事業者

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(イ) 被害状況等の情報収集・整理と市町民・報道機関等への広報

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、P178「2.5.3.2 情報収集・広報連絡系統図」☆、「業務内容表（総務班：P56, P98, P139 業務項目No.25, 27、応急給水班：P65, P107, P149～150 同No.52, 61-1、浄水施設復旧班：P72, P114, P158, P159 同No.81, 92-1、管路復旧班：P80, P122, P168, P170 同No.81, 92-1）」☆に従って情報連絡訓練を行う。

- ・浄水場・管路等の被害状況、断水状況および復旧状況
- ・応急給水状況
- ・浄水場・管路等の応急復旧計画
- ・応急給水計画

(ウ) 各会議の実施

水道施設の被害状況を設定して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標、応援要請方針等の重要事項を決定する水道給水対策本部会議の訓練を行う。

また、班毎に活動方針の指示、活動状況の報告、確認を行う班会議の訓練を行う。

ウ 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

施設・設備および管路の被害箇所を設定した上で、被害確認、緊急措置の訓練を行う。

なお、緊急措置は給水に影響を及ぼすおそれがある場合は、緊急措置を実施したことにして訓練を進める（実際は行わない）仮想訓練あるいは図上訓練により行う。

(ア) 施設・設備等の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目No.72）」☆に従い、「設備等点検チェックリスト」等☆を用いて行う。

(被害確認)

- ・施設・場内管路の破損、漏水等の確認
- ・設備の損傷状況・稼動状況の確認
- ・テレメータによる配水池の水位、流量、ポンプの稼動状況確認

- ・通信設備の作動の確認等

(緊急措置)

- ・被害を想定した施設について、前後のバルブ閉止による切り離し
- ・自家発電設備等への切替え
- ・被害を想定したポンプ等について、停止措置および予備機の起動
- ・塩素漏洩に対する措置等

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(イ) 管路の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目No.72）」☆に従い、「配管図（管路機能、河川横断部の重要箇所を明記）」等を用いて行う。

(被害確認)

- ・河川・鉄道・主要道路の横断部等の重要箇所を中心とした被害確認（緊急措置）

- ・想定被害箇所に対する緊急措置（前後のバルブの閉止等）

なお、水道施設は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。

エ 応援要請、受入・配備訓練

(ア) 応急給水・応急復旧の応援要請と受入・配備

以下に示す事項について具体的な内容を設定し「業務内容表（総務班：P59～60, P101～102, P143 業務項目No.31, 32、応急給水班：P65, P107, P152 同No.31、浄水施設復旧班：P72, P114, P158 同No.32、管路復旧班：P81, P123, P175 同No.32）」☆に従って、関係機関を含めた応援要請、受入・配備訓練を行う。

- ・応急給水の応援人員、給水車両、応急給水資材等
- ・応急復旧の応援人員、工具、車両等

オ 応急給水訓練

(ア) 応急給水計画の策定

断水状況、道路被害状況等を設定して、「業務内容表（応急給水班：P65, P107, P152 業務項目No.52）」☆に従って、復旧段階別に、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を行う。

(イ) 応急給水の実施

以下に示す応急給水方法（緊急貯水槽等による拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水）を設定して、市町長部局職員や住民も参加して応急給水の実施訓練を行う。

- ・緊急貯水槽等による応急給水の準備と実施
- ・運搬給水基地（非常用給水設備等を設置した配水池等）における給水車への給水
- ・給水場所における給水車による応急給水の実施
- ・消火栓における仮設給水栓の設置と応急給水の実施
- ・応急給水の水質確認

なお給水車、応急給水資材等は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

「水道の耐震化計画等策定指針」に示す耐震化事業実施計画の作成に当たっては、目標達成期間で定めた期間内における各対策の実施計画を、下記事項を考慮して、年次別に策定することとしている。

- 1 年次別事業費をなるべく均等化する。
- 2 地震対策以外の効果が期待できる対策は、早期に実施する。
- 3 管路施設は早期の効果が発揮しやすいように、上流から下流へ、幹線から支管への順に整備する。
- 4 管路整備に当たっては、老朽管更新事業等の地震対策以外の事業との調整を行い、事業が円滑に推進できるように配慮する。

なお、計画年度は、地域水道ビジョンによる整備年度又は耐震化計画による整備年度とし、平成20年10月1日施行の「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等の状況については、整備の状況を必ず記載する。

また、施設耐震化の検討に当たって参考となる文献を次に示す。

- ・水道の耐震化計画等策定指針（2008・厚生労働省）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（1997・社団法人 日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（社団法人 日本水道協会）
- ・水道事業者が当面とるべき地震に対する提言（平成7年6月・社団法人 日本水道協会水道施設耐震工法指針・解説改定特別調査委員会）

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第4節 地震防災応急対策

注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間においては、管路図面等のできるだけ万全の準備がその後の早急な復旧に寄与するもの、または、事前準備を行ったとしても市民生活に対しては影響を及ぼさないもののみを事前準備するものとする。また、観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保することとする。

地震防災応急対策は、図2.4.1.1に示すとおり注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間における【注意情報発表時】「1 警戒体制の準備」、「2 応急対策準備の内容・担当業務」、及び、警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間における【警戒宣言発令時】「3 防災体制の確保」、「4 主要施設に対する警戒宣言発令時の対応」、「5 応急対策準備の内容・担当業務」により構成し、応急対策の諸業務を迅速・的確に実施する事前準備の部分である。

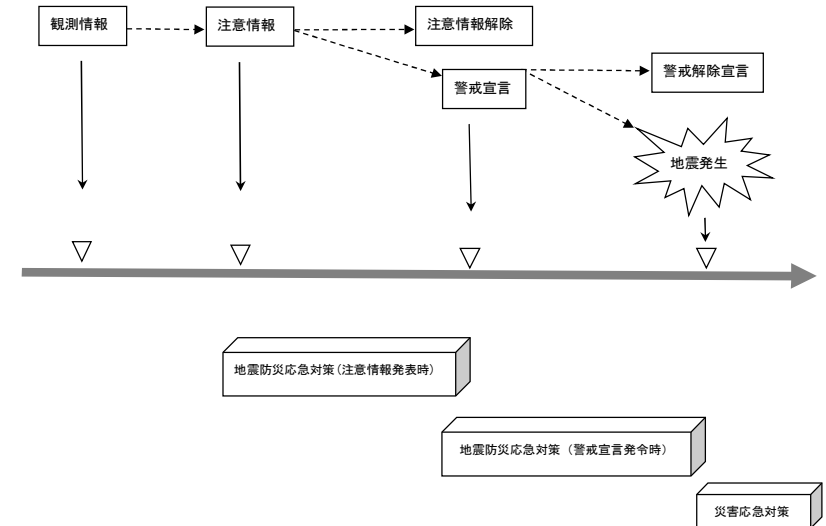


図 2.4.1.1 地震防災応急対策の時系列的推移

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.4.1.1 東海地震に関連する情報と防災対応

情報名	発表の基準	主な対応
東海地震観測情報 〔東海地震の可能性について直ちに評価できない〕	<ul style="list-style-type: none"> 東海地域における歪計1箇所以上で有意な地殻変動に関する変化が観測された場合等 顕著な地震活動が想定震源域内又はその近傍で発生した場合で東海地震との関連性を評価できない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制 水道施設の稼動状況確認
東海地震注意情報 〔東海地震の前兆現象が高まった〕	<ul style="list-style-type: none"> 東海地域における歪計2箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水道給水警戒本部の設置準備 市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制の強化 水道施設の緊急点検 給水車及び給水資機材等の確保・点検 防災用資機材等の確保の準備 管網図等の準備 市町民に対する広報活動
東海地震予知情報 〔東海地震の発生のおそれがある〕	<p>【警戒宣言発令後直ちに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地域における歪計3箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水道給水警戒本部の設置 市町防災担当課、県、日本水道協会静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡 災害発生時に備えた資機材の確保、職員の配置 市町民に対する広報活動

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【注意情報発表時】

市町が注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて水道給水警戒本部の設置の準備をするものとする。

また、注意情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し住民の不安感の軽減を図るとともに、市町民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

1 警戒態勢の準備

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備をするとともに、必要に応じて水道給水警戒本部を迅速に設置できるように準備を行う。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置できるように準備する。

(2) 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施できるように準備する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、市町民に対して貯水の励行を呼びかけるなどの市民対応を行うため、総務班を設置できるように準備する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置できるように準備する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置できるように準備する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置できるように準備する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

2 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部の設置の準備

水道給水警戒本部の設置の準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議の開催の準備

水道給水警戒本部会議の開催の準備を行う。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を準備する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務 (P53～60 参照) ☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業者への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

イ 応急給水班の業務 (P61～67 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

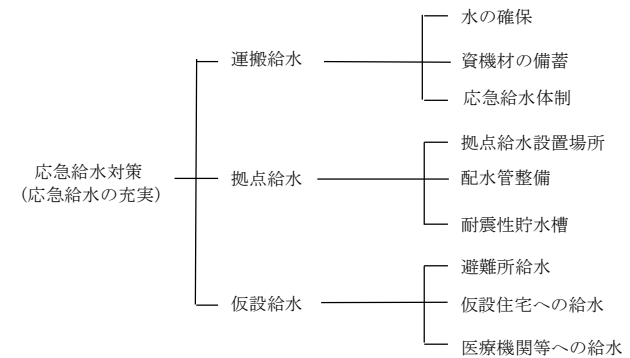


図 2.4.2.1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務 (P68～75 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書等の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、水質管理を強化するとともに飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C 2～C 5 ☆を準備する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務 (P76～84 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料 (P179～186 参照) ☆に示す。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C 2～C 5 ☆を準備する。

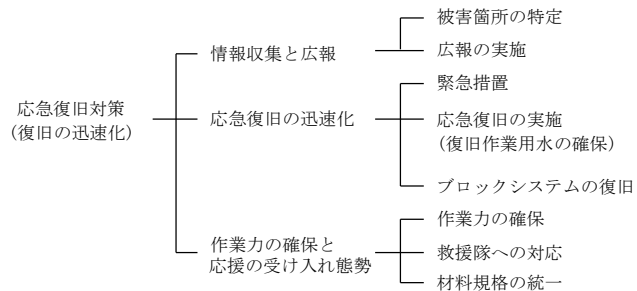


図 2.4.2.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(5) 応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長 4 週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成 9 年 5 月)」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【警戒宣言発令時】

市町が警戒宣言発令時に実施する応急対策は、県が警戒宣言発令時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、水道給水警戒本部の設置をするものとする。

警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市町民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

3 防災体制の確保

警戒宣言が発令されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備をするものとする。水道給水警戒本部を迅速に設置する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置する。

(2) 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、市町民に対して貯水の励行を呼びかけるなどの市民対応を行うため、総務班を設置する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置する。

4 主要施設に対する警戒宣言発令時の対応

(1) 緊急貯水に係る水道施設操作の要領を明示すること。

(2) 緊急貯水に必要な原水の確保手段（事前協定に基づく他水利の一時的転用を含む）について明示すること。

(3) 二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとる必要があるため、その措置に関する要領を定める等、具体的な実施内容について明示すること。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

5 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部

想定地震に対応できるよう、あらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画に基づき準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議

初動体制が確立された段階やあらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画の準備等が確認できた段階において、定期的あるいは臨時の水道給水警戒本部会議を開催する。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画による応急対策の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務 (P95～102 参照) ☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業者への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

イ 応急給水班の業務(P103～109 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼動状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

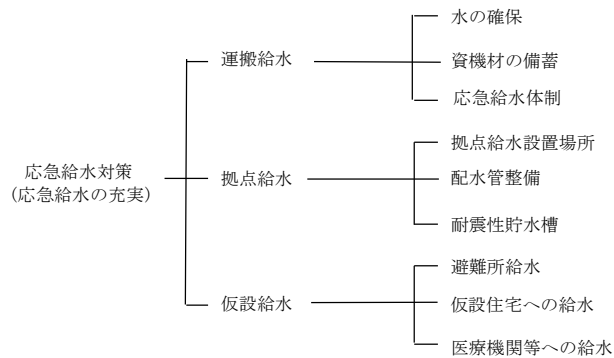


図 2.4.5.1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務(P110～117 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C 2～C 5 ☆を準備する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務(P118～126 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の想定管路被害を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆に示す。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C 2～C 5 ☆を準備する。

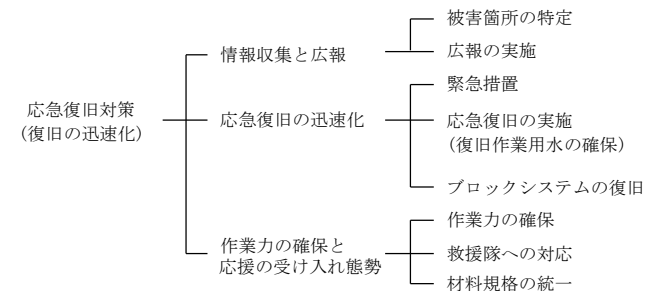


図 2.4.5.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(5) 応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長 4 週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.5.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第5節 災害応急対策

災害応急対策は、「初動体制の確立」、「応急体制の確立、応急給水、応急復旧」により構成し、震災時の応急対策の諸業務を迅速・的確に実施し平常給水の早期回復を目指す部分である。

なお、水道給水対策本部は非常配備基準に基づいて自動的に設置されることが多い。非常配備基準は事業体ごとに地域防災計画にあわせて定めておく。

1 初動体制の確立

地震発生後、予防対策で定めた「職員の動員と配備」、「参集時の被害状況の把握」、「庁舎の点検と水道給水対策本部の設置」等を行う。

2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

初動体制を確立した後、水道施設の被害状況や断水状況を調査し、応急給水・応急復旧に必要な体制を決定し、他の水道事業者等に応援要請を行い、それらを配備して応急体制を確立する。

応急給水・応急復旧は被害状況・断水状況に応じて範囲・方法を定め、応援事業者等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 水道給水対策本部

予防対策で定めた水道給水対策本部の体制に基づき、業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。

(2) 水道給水対策本部会議

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、および応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水道給水対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。

ア 水道施設の被害状況を把握し、想定地震の被害とを比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等

イ 他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水対策本部長等 (P135 参照) ☆

水道給水対策本部の統括を行う水道給水対策本部長、水道技術管理者は、水道給水対策本部活動の指揮・命令、水道給水対策本部会議の開催等を実施する。

(4) 各応急対策班の担当業務

初動体制の確立を行った後、水道給水対策本部の方針決定に基づき、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、応急体対策の諸業務を迅速・的確に実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

ア 総務班の業務(P136～144 参照) ☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、市民対応、他事業体への応援要請、物資確保・用務等を迅速・的確に実施する。

イ 応急給水班の業務(P145～153 参照) ☆

発地震による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を踏まえて、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。

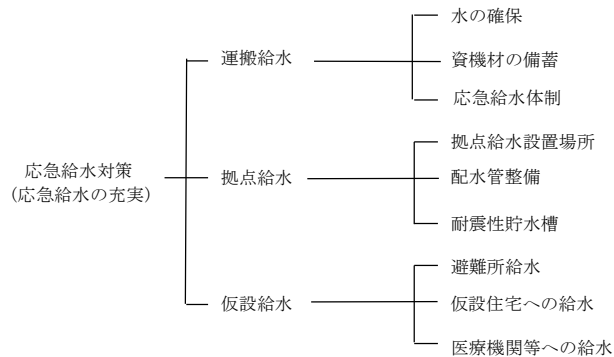


図 2.5.2.1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務(P154～163 参照) ☆

想定地震による想定被害と発地震の被害状況等を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急復旧は、浄水施設等の被害状況等を把握した上で、あらかじめ検討した応急復旧方法を参考に、応急復旧方法を設定し、上流側の施設から順次実施する。

なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式C 2～C 5 ☆を使用して、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務(P164～176 参照) ☆

管路及び給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難であるので、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発地震の震度等を比較して、想定管路被害から発地震による管路被害を推定し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆

に示す。

応急復旧は、管路の被害状況等を把握した上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次実施する。

なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式C 2～C 5 ☆を使用して、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

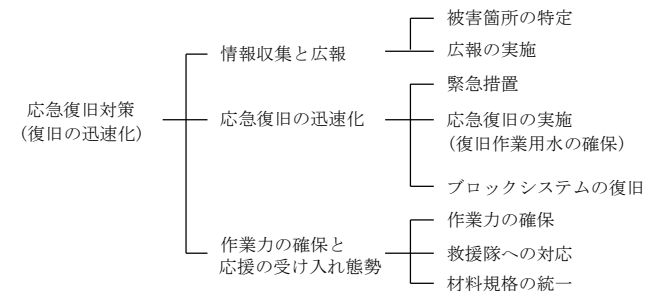


図 2.5.2.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(5) 応急復旧・応急給水目標

ア 応急復旧目標

応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長4週間以内としている。

イ 応急給水目標

応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。

なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.5.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

(6) その他

発災後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等についての現場写真の撮影等記録の確保体制を整えておく。

☆：本文記載は「要綱を作成する上での考え方と作成方法」部分のみ抜粋しており、記載例・参考資料等は省略してあるため、ページ表示等は本資料のものと異なる。詳細については平成21年3月27日付け環水第314号環境局長通知を参照のこと。

16-1-4 市町別濾水器保有状況

(県危機政策課) R6.4.1

方面本部	市町	濾水能力別(m/時間あたり)保有台数															計	
		0.5未満	0.5以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上2.0未満	2.0以上2.5未満	2.5以上3.0未満	3.0以上3.5未満	3.5以上4.0未満	4.0以上4.5未満	4.5以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0以上10.0未満		10.0以上
県合計		0	56	1,092	159	361	2	0	16	12	0	0	2	0	5	0	0	1,705
賀茂	下田市					7	2		2								11	
	東伊豆町			11													11	
	河津町			9		11											20	
	南伊豆町					0											0	
	松崎町					0											0	
	西伊豆町		8		7	3						2					20	
	小計	0	8	20	7	21	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	62	
	東部	沼津市		21	50													71
		熱海市					25											25
		三島市			11		36											47
富士宮市				50													50	
伊東市				13		49				1							63	
富士市						43											43	
御殿場市						0											0	
裾野市						10										0	10	
伊豆市							17										17	
伊豆の国市						15											15	
中部	函南町			1		31											32	
	清水町					6											6	
	長泉町					12					2						14	
	小山町					39											39	
	小計	0	21	176	74	158	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	432	
	静岡市			224		17				1							242	
中部	島田市			116		4				8				5		133		
	焼津市					45										45		
	藤枝市					50		3								53		
	牧之原市				2	2	5									9		
	吉田町					25										25		
	川根本町			24	25		4									53		
	小計	0	24	442	2	78	0	0	0	9	0	0	0	0	5	0	560	

方面本部	市町	濾水能力別(m/時間あたり)保有台数															計
		0.5未満	0.5以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上2.0未満	2.0以上2.5未満	2.5以上3.0未満	3.0以上3.5未満	3.5以上4.0未満	4.0以上4.5未満	4.5以上5.0未満	5.0以上6.0未満	6.0以上7.0未満	7.0以上8.0未満	8.0以上9.0未満	9.0以上10.0未満	
西部	浜松市	0	0	183		15		47		0		0		0		0	245
	中央区					107		1		3							111
	浜名区					44		10		25							79
	天竜区					32		4		19							55
	磐田市					91											91
	掛川市			3				61									64
	袋井市					127				57							184
	湖西市																0
	御前崎市					40											40
	菊川市															14	14
森町								13								13	
小計	0	3	454		76		104		0	0	14		0	0	0	651	

16-1-5 市町別給水車保有状況

(県危機政策課) R6.4.1

方面本部	市町	給水車保有数											計
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0m ³ 以上		
県合計		0	10	28	16	1 (2)	0	0	0	0	0	1	56 (2)
賀茂	下田市			1									1
	東伊豆町			2									2
	河津町				1								1
	南伊豆町												0
	松崎町												0
	西伊豆町												0
	小計	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
東部	沼津市			2	2								4
	熱海市				1								1
	三島市		1										1
	富士宮市		1		1								2
	伊東市			3									3
	富士市				2								2
	御殿場市		1	1									2
	裾野市												0
	伊豆市			1									1
	伊豆の国市			1									1
	函南町		1										1
清水町												0	
長泉町												0	
小山町												0	
小計	0	4	8	6	0	0	0	0	0	0	0	18	
中部	静岡市			8	2								10
	島田市					1							1
	焼津市		2										2
	藤枝市			1	1								2
	牧之原市			1									1
	吉田町												0
	川根本町												0
小計	0	2	10	3	1	0	0	0	0	0	0	16	

注:()内は借り上げ数

方面本部	市町	給水車保有数											計
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0m ³ 以上		
西部	浜松市		2	4	3								9
	磐田市		1		1								3
	掛川市		1	1									2
	袋井市				1								1
	湖西市				1								1
	御前崎市												0
	菊川市				1								1
森町				1								1	
小計	0	4	7	6	0	0	0	0	0	0	1	18	

16-1-6 市町別給水タンク保有状況

(県危機政策課) R6.4.1

方面本部	市町	給水タンク保有数											計
		1.0m ³	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0m ³	
		未満	以上 2.0	以上 3.0	以上 4.0	以上 5.0	以上 6.0	以上 7.0	以上 8.0	以上 9.0	以上	以上	
県合計		695 (1)	514 (1)	235 (1)	5	0	5	0	0	0	0	1	1,455 (3)
賀茂	下田市	1	34	1									36
	東伊豆町		8	4									12
	河津町		11										11
	南伊豆町	8	4										12
	松崎町	7	6										13
	西伊豆町	35	2	1									38
	小計	51	65	6	0	0	0	0	0	0	0	0	122
	東部	沼津市		27									
熱海市		7	8	2									17
三島市		53	53				5						111
富士宮市			14	40									54
伊東市		2	18										20
富士市			58										58
御殿場市		15	15										30
裾野市		15	4	5	5								29
伊豆市		11	10										21
伊豆の国市			22										22
函南町		2	7										9
清水町		10											10
長泉町		3	4	8									15
小山町		2										2	
小計	118	242	55	5	0	5	0	0	0	0	0	425	
中部	静岡市		44										44
	島田市	2	15	48									65
	焼津市	288	1	1									290
	藤枝市	3	63										66
	牧之原市		5										5
	吉田町	1	3	5								1	10
	川根本町		3	5									8
	小計	(1) 294	(1) 134	(1) 59	0	0	0	0	0	0	0	1	(3) 488

注:()内は借り上げ数

方面本部	市町	給水タンク保有数											計
		1.0m ³	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	9.0m ³	
		未満	以上 2.0	以上 3.0	以上 4.0	以上 5.0	以上 6.0	以上 7.0	以上 8.0	以上 9.0	以上	以上	
西部	浜松市	136	5	24									165
	磐田市		23	23									46
	掛川市		28	4									32
	袋井市	85		36									121
	湖西市	1	12	5									18
	御前崎市	10	3										13
	菊川市		2	8									10
	森町			15									15
小計	232	73	115	0	0	0	0	0	0	0	0	420	

16-1-7 市町別上水道管種別延長

(県水資源課) R4.3.31

方面本部	市町 (事業体)	鑄鉄管	ダクタイル 鑄鉄管	鋼管	石綿管	硬質塩化 ビニル管	ポリエチレン管	その他 (ステンレス管等)	全管路延長	
		(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	
県合計		982,400	11,760,902	898,644	57,823	6,052,674	3,135,707	216,254	23,104,404	
賀茂	下田市	21,934	67,323	11,015	12,481	65,146	25,844	0	203,743	
	東伊豆町	4,770	82,661	11,271	0	14,927	5,888	320	119,837	
	河津町	0	27,088	3,795	1,953	27,109	11,856	0	71,801	
	南伊豆町	1,847	29,401	9,020	65	40,144	17,463	26	97,966	
	松崎町	6,193	25,750	2,895	100	13,664	4,281	242	53,125	
	西伊豆町	3,831	29,268	4,241	0	26,925	2,048	45	66,358	
	小計	38,575	261,491	42,237	14,599	187,915	67,380	633	612,830	
東部	沼津市	29,313	737,755	36,651	682	225,574	46,477	0	1,076,452	
	熱海市	28,214	169,050	11,886	0	2,320	175,555	1,738	388,763	
	三島市	26,880	175,661	39,295	0	60,524	94,348	549	397,257	
	富士宮市	39,471	452,501	35,040	6,400	110,123	109,198	5,257	757,990	
	伊東市	117,905	195,632	146,472	12,682	76,597	92,971	23,033	665,292	
	富士市	197,553	757,075	181,491	0	65,995	135,594	0	1,337,708	
	御殿場市	4,060	383,809	6,197	0	70,362	42,052	1,864	508,344	
	裾野市	3,121	207,101	22,301	272	44,499	82,337	39	359,670	
	伊豆市	16,033	88,285	19,568	7,736	140,029	33,895	8,720	314,266	
	伊豆の国市	1,188	95,047	12,302	805	166,585	30,989	57	306,973	
	函南町	329	60,524	25,257	218	92,028	21,721	7,100	207,177	
	清水町	(沼津市分を含む)								0
	長泉町	0	117,901	1,165	0	59,551	12,988	456	192,061	
	小山町	17,383	102,620	38,084	0	3,591	12,136	0	173,814	
小計	481,450	3,542,961	575,709	28,795	1,117,778	890,261	48,813	6,685,767		
中部	静岡市	314,222	2,004,453	88,645	833	121,318	158,701	7,573	2,695,745	
	島田市	14,284	309,894	13,068	0	251,894	55,215	454	644,809	
	焼津市	2,257	431,316	4,980	760	300,717	163,646	945	904,621	
	藤枝市	360	453,033	8,818	1,908	243,935	188,872	2,615	899,541	
	牧之原市	1,685	106,264	2,882	0	116,761	55,011	143	282,746	
	吉田町	50	54,448	2,889	0	176,829	60,042	442	294,700	
	川根本町								0	
小計	332,858	3,359,408	121,282	3,501	1,211,454	681,487	12,172	5,722,162		
西部	浜松市	105,363	2,785,672	116,682	10,928	1,564,549	818,808	121,996	5,523,998	
	磐田市	11,381	342,649	13,760	0	708,401	283,325	24,102	1,383,618	
	掛川市	2,409	582,006	13,229	0	334,501	123,085	3,673	1,058,903	
	袋井市	463	204,530	8,615	0	438,505	85,817	718	738,648	
	湖西市	0	143,882	497	0	177,219	111,258	2,028	434,884	
	御前崎市	1,871	307,374	2,590	0	127,455	8,771	906	448,967	
	菊川市	3,071	193,560	1,885	0	135,794	40,099	1,069	375,478	
	森町	4,959	37,369	2,158	0	49,103	25,416	144	119,149	
小計	129,517	4,597,042	159,416	10,928	3,535,527	1,496,579	154,636	10,083,645		

16-2-1 ガス供給状況

静岡県ガス協会(令和6年4月1日)

方面本部	市町村	都市ガス供給世帯数(戸)	方面本部	市町村	都市ガス供給世帯数(戸)
県合計		566,172	西 部	掛川市	9,942
				袋井市	4,624
				磐田市	15,957
				浜松市	117,033
				湖西市	2,761
				御前崎市	0
				菊川市	0
				森町	0
				計	150,317
賀 茂	下田市	2,533			
	東伊豆町	0			
	河津町	0			
	南伊豆町	0			
	松崎町	0			
	西伊豆町	0			
	計	2,533			
東 部	熱海市	19,223			
	伊東市	9,954			
	御殿場市	4,414			
	裾野市	2,643			
	沼津市	47,181			
	三島市	25,755			
	富士市	33,153			
	富士宮市	9,808			
	伊豆市	0			
	伊豆の国市	0			
	函南町	965			
	清水町	6,571			
	長泉町	7,427			
	小山町	0			
計	167,094				
中 部	静岡市	185,447			
	焼津市	27,909			
	藤枝市	27,207			
	島田市	5,665			
	吉田町	0			
	牧之原市	0			
	川根町	0			
	川根本町	0			
計	246,228				

16-2-2 ガス供給区域及びメーター取付け件数

(1) 一般ガス事業

(県消防保安課・静岡県ガス協会) R6.4.1

会社名	供給区域	メーター取付け件数	使用中戸数
下田ガス(株)	下田市	2,533	1,934
伊東ガス(株)	伊東市	9,954	7,594
熱海瓦斯(株)	熱海市	19,223	14,598
御殿場ガス(株)	御殿場市	4,403	3,860
静岡ガス(株)	静岡市、富士市、富士宮市、沼津市、裾野市、三島市、富士川町、清水町、長泉町、函南町、袋井市の一部、掛川市の一部、御殿場市の一部	318,962	289,884
東海ガス(株)	焼津市、藤枝市、島田市の一部	55,148	49,307
島田ガス(株)	島田市	5,633	5,031
中遠ガス(株)	掛川市	9,941	8,969
袋井ガス(株)	袋井市	4,624	4,102
サーラエナジー(株) ※	浜松市、磐田市、湖西市	135,751	118,002
合計	—	566,172	503,281

※ 印は中部近畿産業保安監督部、他は関東東北産業保安監督部所管

(2) 簡易ガス事業 (県消防保安課・(一社)日本コミュニティーガス協会)

ア	ガス事業者数	36社
イ	供給地点群数	252地点群(1地点群数 \geq 70供給地点数のもの)
ウ	供給地点数	50,065地点(メーター数) ※許可地点数

R6.3.31

市町名	地点群数	供給地点数	市町名	地点群数	供給地点数	市町名	地点群数	供給地点数
南伊豆町	3	386	函南町	6	1,018	浜松市	43	10,148
沼津市	7	933	長泉町	3	726	磐田市	10	1,007
熱海市	9	1,036	小山町	6	808	掛川市	16	2,593
三島市	4	3,543	(東部計)	(102)	(20,861)	袋井市	14	2,940
富士宮市	7	682	静岡市	23	4,842	湖西市	10	1,537
伊東市	20	3,307	島田市	8	1,561	御前崎市	1	80
富士市	11	1,910	焼津市	5	764	菊川市	11	2,200
御殿場市	7	1,370	藤枝市	5	978	森町	1	104
裾野市	10	3,229	牧之原市	1	81	(西部計)	(106)	(20,609)
伊豆市	3	276	吉田町	2	369			
伊豆の国市	6	1,637	(中部計)	(44)	(8,595)	合計	252	50,065

16-2-3 ガス施設の状況

(静岡県ガス協会)R6.4.1

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
伊東ガス(株)	発生設備 貯蔵設備	LNGサテライト 原料タンク	4	2,042,400	MJ	LNG
			2	300	KL	
熱海瓦斯(株)	貯蔵設備	ガスホルダー	2	68,400	m ³	都市ガス
下田ガス(株)	発生設備 貯蔵設備 " "	LPG気化装置 原料タンク " サージ・タンク	2	1,125,000	MJ	プロパン "
			1	20	T	
			1	15	T	
			1	100	m ³	
東海ガス(株)	貯蔵設備	ガスホルダー	2	100,000	m ³	都市ガス
ソーラエナジー(株) 浜松供給センター " (南部供給所) " (豊岡供給所)	貯蔵設備 " "	ガスホルダー " "	1	91,960	m ³	都市ガス
			1	49,200	m ³	"
			1	64,000	m ³	"